災害保障期間付定期保険 [無配当]



所定の期間は不慮の事故等による 死亡・高度障害に重点的に備え、 その後、一定期間の死亡・高度障害の保障を 確保いただけます。

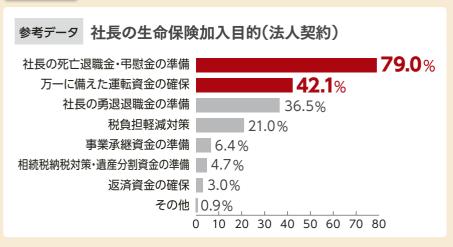


会社のために、経営者のために、

「災害保障期間付定期保険」

生命保険は一般的に、役員の皆様の死亡保障や退職金等の準備に活用されるケースが多いようです。さらに生命保険を上手に活用すると、経営安定の財源とすることも可能です。

1 **万一の場合の資金準備**に 生命保険が活用されています。

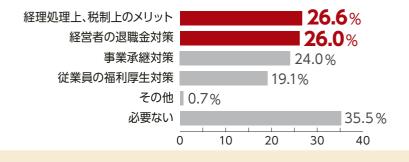


「社長の死亡退職金・弔慰金の準備」や、「万一に備えた運転資金の確保」など、**万一の場合の資金準備**に生命保険を活用される方が多いようです。

注:複数回答。「わからない」を除く。 出典:セールス手帖社保険FPS研究所 「平成28年企業経営と生命保険に関する調査」

2 **退職金の対策**にも 生命保険が有効です。

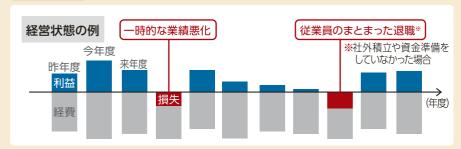
参考データ 社長の生命保険で、今後、より充実させたい、 あるいは新たに加入を検討したい保障内容等(法人契約)



多くの方が、生命保険に対し 税制上のメリットを期待し、また 今後<mark>退職金対策を充実させたい</mark> と考えていらっしゃるようです。

注:複数回答。「わからない」を除く。 出典:セールス手帖社保険FPS研究所 「平成28年企業経営と生命保険に関 する調査」

3 経営状態の安定化にも 生命保険が役立ちます。



経営は増収増益が望ましい 状態ですが、実際は左図のように 不安定な要素がつきもので、 毎年安定的な利益を出すこと は難しいのが現実です。

こうした状況に、生命保険を 活用することで、経営を安定 させる方法があります。

ができること。

「災害保障期間付定期保険」をご契約いただくことで、 下記のような経営者のニーズにお応えすることができます。



万一の場合、**死亡保険金*・ 災害保険金等**で

事業保障資金や死亡退職金、 事業承継資金等を確保できます。

経営者に万一のことがあった場合、 金融機関や取引先に、負債や運転資金の 返済を迫られる可能性があります。 それによって、ご遺族や後継者が資金難に陥る ことは防ぎたいものです。

※第1保険期間中に不慮の事故等以外で死亡・高度障害状態に該当した場合、お支払いする 死亡保険金・高度障害保険金(責任準備金と同額)は、災害死亡保険金・災害高度障害保 険金のお支払額を下まわり、多くの場合、お払込保険料よりも少ない金額となります。

ポイント **2**

解約返戻金で

退職慰労金等の財源を 準備できます。

経済の好・不況や業績の好・不調に 左右されず、功績に応じた十分な額の 退職慰労金を捻出するには、 計画的な資金の積立が必要です。



そこで

万一のとき、死亡保険 金※・災害保険金等を 事業保障資金や 死亡退職金・弔慰金、 事業承継資金等の 財源とすることで、 経営の安定を図り、 ご遺族のあんしんを 確保することができます。

そこで

解約返戻金を財源と することで、 会社の財務を圧迫せず に退職慰労金をご準備 できます。

3

解約返戻金で

急な資金ニーズや 赤字補てんに対応できます。

会社経営には

営業赤字のリスクがつきもので、

経営者はその都度、資金繰りに苦労することになります。

そこで

解約返戻金を財源として益金を捻出することで、安定した経営状態を保つことができます。



万一の備え、退職慰労金

災害保障期間付定期保険ご契約後の一定期間、不慮の事故等による死亡・高度障害

商品特長

- 1 経営者に万一のことがあった場合の 事業保障資金等を確保できます。
- 2 経営者の退職慰労金等の準備に ご活用いただけます。
- 3 中長期の資金対策にご活用いただけます。

商品概要

保険期間について

- ■保険期間を第1保険期間と第2保険期間に区分します。
- ■第1保険期間中は、不慮の事故や所定の感染症による死亡・高度障害の保障を重点的に確保できます。
- ■第2保険期間中は、不慮の事故等によるかにかかわらず、死亡・高度障害の保障を一定期間確保できます。



ご注意

第1保険期間中に不慮の事故等以外で死亡・高度障害状態に該当した場合、お支払いする死亡保険金・高度障害保険金 (責任準備金と同額)は、災害死亡保険金・災害高度障害保険金のお支払額を下まわり、多くの場合、お払込保険料よりも少ない金額となります。

ご契約の型について

ご加入目的に応じて、I型・II型のいずれかからお選びいただけます。 ご契約形態:契約者…法人 被保険者…役員 死亡保険金受取人…法人

I型(全額損金タイプ)

- ■第1保険期間:10年、15年のいずれかからお選びいただけます。
- ■経理処理:定期保険料として全額損金に算入します。

Ⅱ型(1/2損金タイプ)

- ■第1保険期間:10年、65歳、70歳のいずれかからお選びいただけます。
- ■経理処理: 1.保険期間開始のときから当該保険期間の60%に相当する期間(=前払期間*1)については、保険料の1/2を前払保険料として資産に計上し、残りの1/2を損金に算入します。
 - 2. 前払期間を経過した残り40%に相当する期間は、保険料の全額を損金算入するとともに、前払期間で資産計上した前払保険料の累計額を残りの期間の経過に応じ均等に取り崩して損金算入します。

記載の税務取扱は、平成29年8月1日現在の税制に基づき作成している一般的な例です。今後新たな通達等で税務取扱・計算方法等が変更となる可能性があります。また、個々のお客様の実際のご契約の税務取扱につきましては、所轄の税務署・税理士等専門家にご確認ください。

- ※1 前払期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた期間を前払期間とします。
 - この経理処理は、「法人税基本通達9-3-5」および「昭和62年6月16日直法2-2 (平成8年7月4日課法2-3により改正、平成20年2月28日課法2-3 等により改正)」に基づきご案内しています。
 - ●保険金・解約返戻金を受け取ったときは資産計上額を取り崩し、受け取った金額との差額は雑収入または雑損失として処理してください。 資産計上額がない場合は全額を雑収入として益金に算入してください。(受け取った保険金・解約返戻金を財源の一部として退職金・弔慰金等を支払った場合、その金額が不相当に高額でない限り全額を損金算入できます。)

保険期間・保険料払込期間

- ■保険期間:被保険者のご契約年齢・選択の型ごとに自動設定されます。
- ■保険料払込期間:全期払のみとなります。

この備えは十分ですか?

『の保障を重点的に確保し、その後は原因にかかわらず、死亡・高度障害の保障を一定期間確保できます。

ご契約例(イメージ図) 災害保障期間付定期保険(I型)(計算基準日:平成29年10月17日)

ご契約年齢:50歳(男性)

●保険金額:1億円

●年払保険料(□座振替扱):3,180,900円

●保険期間・保険料払込期間:99歳

●第1保険期間:10年

契約者 · · · · · 法人 被保険者・・・・・・・・・役員

死亡保険金受取人 · · · · 法人

ご契約形態

(注)保険金額が3.000万円以上の場合、高額割引制度に基づく保険料の割引が適用されます。 満期保険金はありません 死亡• 災害死亡• 保険金額 高度障害のとき 災害高度障害のとき 1億円 1億円 億円 解約返戻金 死亡・高度障害のとき (不慮の事故等以外で死亡) 責任準備金※2と同額 第2保険期間※4 第1保険期間※3 50歳 60歳 99歳満了 ■保険期間・保険料払込期間 ==

※2 責任準備金とは、将来の保険金をお支払いするため保険料の中から積み立てられるものをいい、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない 金額となります。また、責任準備金額は契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。 なお、上記ご契約例の場合、第1保険期間満了年度の初日の責任準備金(死亡保険金)額は2,683万円となります。

※3 ご契約日から60歳に達する契約応当日の前日の24時まで

※4 第1保険期間の満了日の翌日から99歳に達する契約応当日の前日の24時まで

■保険料·解約返戻金表 保険金額1億円 第1保険期間:10年

(単位:円)

性別	契約 年齢	型	保険期間 保険料払込期間	年払保険料 (口座振替扱)	経過年数	5年	10年	20年	30年
男性	40歳	I 型	72歳	912,000	払込保険料累計	4,560,000	9,120,000	18,240,000	27,360,000
					解約返戻金	3,240,000	7,220,000	9,350,000	3,520,000
		Ⅱ型	99歳	2,428,800	払込保険料累計	12,144,000	24,288,000	48,576,000	72,864,000
					解約返戻金	10,370,000	22,910,000	43,330,000	62,270,000
	50歳	I型	77歳	1,503,100	払込保険料累計	7,515,500	15,031,000	30,062,000	
					解約返戻金	5,870,000	12,520,000	12,930,000	
		Ⅱ型	99歳	3,180,900	払込保険料累計	15,904,500	31,809,000	63,618,000	95,427,000
					解約返戻金	13,680,000	29,610,000	53,140,000	72,360,000
	60歳	I型	82歳	2,582,900	払込保険料累計	12,914,500	25,829,000	51,658,000	
					解約返戻金	10,660,000	22,280,000	10,140,000	
		Ⅱ型	99歳	4,321,700	払込保険料累計	21,608,500	43,217,000	86,434,000	129,651,000
					解約返戻金	18,590,000	39,530,000	64,440,000	79,220,000
女性	40歳	I型	72歳	443,900	払込保険料累計	2,219,500	4,439,000	8,878,000	13,317,000
					解約返戻金	1,270,000	3,210,000	3,760,000	1,350,000
		Ⅱ型	99歳	1,983,800	払込保険料累計	9,919,000	19,838,000	39,676,000	59,514,000
					解約返戻金	8,360,000	18,820,000	36,540,000	54,070,000
	50歳	I型	77歳	708,400	払込保険料累計	3,542,000	7,084,000	14,168,000	
					解約返戻金	2,420,000	5,590,000	5,640,000	
		Ⅱ型	99歳	2,542,700	払込保険料累計	12,713,500	25,427,000	50,854,000	76,281,000
					解約返戻金	10,850,000	23,880,000	45,250,000	64,160,000
	60歳	I型	82歳	1,326,000	払込保険料累計	6,630,000	13,260,000	26,520,000	
					解約返戻金	5,190,000	11,200,000	5,200,000	
		Ⅱ型	99歳	3,421,300	払込保険料累計	17,106,500	34,213,000	68,426,000	102,639,000
					解約返戻金	14,700,000	31,650,000	56,020,000	69,760,000

●解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。

[●]ご契約を途中でおやめになると、解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となり、特にご契約後短期間で解約された場合は ほとんどありません。

診査について

■医師の診査等をせずに告知のみでお申し込みいただけます。

- ●告知の内容や過去のお申込内容、保険金・給付金等の請求歴等によっては、追加で医師の診査等をお願いすることがあります。
- ●告知の内容等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や特別な条件付きでお引き受けする場合があります。

各種制度のご案内

■払済保険へ変更することができます。

保険料のお払込みが困難になられた場合、所定の条件を満たしていれば、変更時の解約返戻金等を一時払の保険料に充当すること で、保険料払込済の保険に変更できます。変更後は保険料をご負担いただくことなく、保障を継続いただけます。

払済保険の保険金額は、一般的に変更前の保険金額より小さくなります。また保険期間は、変更前のご契約の残存保険期間と同一ま たは終身からお選びいただけます。

- 払済保険への変更日が変更前の保険契約の第1保険期間中の場合、変更後の保険金額は変更時の責任準備金額が限度となります。
- 払済保険に変更した場合、災害死亡保険金および災害高度障害保険金のお支払いは行わず、死亡保険金および高度障害保険金の みをお支払いします。この場合、死亡保険金および高度障害保険金のお支払額は、払済保険に変更後の保険金額とします。

■契約者貸付制度がご利用可能です。

所定の条件を満たしている場合、解約返戻金の当社所定の範囲内でご契約者様に対する貸付制度をご利用いただけますので、急な 資金二一ズにも対応することができます。

保険金等のお支払事由および付加できる特約について

主契約·特約		お支払事	由・特約の概要	お支払いする保険金 の種類	お支払いする保険金額等				
	第1保険 期間 ^{**1}	死亡	不慮の事故**3や所定の 感染症で死亡したとき	災害死亡保険金	保険金額				
			上記以外の事由で死亡したとき**4	死亡保険金	責任準備金*5と同額				
災害保障 期間付		高度障害状態	不慮の事故**3や所定の感染症で 高度障害状態になったとき	災害高度障害保険金	保険金額				
定期保険 〈主契約〉			上記以外の事由で所定の 高度障害状態になったとき*4	高度障害保険金	責任準備金*5と同額				
	第2保険 期間 ^{*2}	死亡したと	:ŧ	死亡保険金	保険金額				
		所定の高度	関連書状態になったとき	高度障害保険金					
年金支払特約	保険金等を一時金によるお支払いにかえて、年金でお支払いします。								
リビング・ニーズ特約	余命が6か月以内と判断されるときに特定状態保険金をお支払いします。*6								
指定代理 請求特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。								

- ※1 第1保険期間とは、保険期間のうちご契約日を起算日とする期間として、当社の定める取扱範囲の中からご指定いただく期間をいいます。
- ※2 第2保険期間とは、第1保険期間の満了日の翌日から保険期間の満了日までの期間をいいます。
- ※3 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定のお支払事由に該当した場合、お支払いの対象となります。
- ※4 災害死亡保険金が支払われるときは、死亡保険金をお支払いしません。また、災害高度障害保険金が支払われるときは、高度障害保険金を お支払いしません。
- ※5 責任準備金とは、将来の保険金をお支払いするため保険料の中から積み立てられるものをいい、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない 金額となります。また、責任準備金額は契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。
- ※6「余命が6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味し、その判断は医師にご記入 いただいた診断書や請求書類に基づいて当社が行います。また、特定状態保険金のご請求額は、主契約の保険金額以内かつ被保険者お一 について3,000万円以内(他の保険契約と合算します。)とします。

ただし、第1保険期間中および保険期間の満了前1年以内は、特定状態保険金の請求はできません。

不慮の事故とは、急激かつ 偶発的な外来の事故とします。

【該当しない事例】●熱中症 ●過度の運動 ●飢餓

【該当する事例】●交通事故 ●不慮の転落・転倒 ●不慮の溺水 ●窒息

本商品の他にも、経営者と会社を サポートする保険商品を多数ご用意しております。



事業保障対策

- ●経営者に万一のことがあった場合、取引 先や債権者は、負債や運転資金の返済 を迫ってくる可能性があります。
- ●経営者が病気やケガで長期入院することになれば、会社の業績にも影響がでかねません。
- 安定した事業活動のために、事業保障 対策が必要です。

儿 儿

定期保険(定期保険[無配当])

経営者が万一の場合の保障に的をしぼった保険です。 小さな負担で大きな保障を確保できます。

家計保障定期保険NEO (家計保障定期保険(無解約返戻金型) [無配当])

経営者が万一の場合、必要な期間・継続的な保障を確保できます。

就業不能の保障

の保障

家計保障定期保険NEO 就業不能保障プラン

(家計保障定期保険(無解約返戻金型) 特定疾病·重度介護保険料払込免除特則、5疾病·重度介護家計保障特約付加[無配当])

経営者が万一の場合だけでなく、5疾病で働けなくなった場合や介護が必要となった場合等にも備えることができます。

病気・ケガの保障

メディカルKit NEO (医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)[無配当])

病気やケガを一生涯保障する医療保険です。

[見舞金]や「売上高減少対策」としてご活用いただけます。

がん治療支援保険NEO (がん治療支援保険NEO (無解約返戻金型) [無配当])

経営者の「がん」に備える保険です。

[見舞金]や「売上高減少対策」としてご活用いただけます。



役員退職金対策

- ●役員の退職慰労金・弔慰金には従業員 のような法的保護がありません。
- ●期待する退職慰労金を、経済の好・不況、 業績の好・不調に関係なく、確実に受け取るためにはそのための準備が必要です。
- ●健康で長生きするだけでなく、豊かでゆ とりある第二の人生を楽しむための準 備が今から必要です。

99歳満了定期保険(定期保険[無配当])

経営者の責任を長期にわたり守ります。退職金の準備に役立てることもできます。

長割り定期 (定期保険[無配当] 低解約返戻金特則付加)

低解約返戻金期間を設定することで、より割安な保険料でご準備いただけます。退職金の準備に役立てることもできます。

低解約返戻金型逓増定期保険[無配当]

一定の保険料で、保障がふくらむ保険です。 経営者の退職金、弔慰金の準備に有効です。



事業承継対策

- ●経営者に万一のことがあった場合、後継者は高額な相続税の支払いを迫られ、 納税資金確保のため自社株・事業用資産を売却せざるを得なくなる場合があります。
- 後継者がスムーズに事業を承継するため には、早期の計画的な準備が必要です。

99歳満了定期保険 (定期保険[無配当])

経営者の責任を長期にわたり守ります。

終身保険[無配当]

経営者が万一の場合の保障が一生涯続く保険です。事業承継・相続対策として、また役員退職金対策としてお役立ていただけます。

ご検討に際してご留意いただきたい点について

- ●主契約および特約に関して「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消の場合」 「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- 死亡保険金・災害死亡保険金・高度障害保険金・災害高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。
- ご契約内容等によっては、保険金額がお払込保険料の合計額より少ない金額となることがあります。
- ●この保険は、保険期間が満了した場合にご契約を更新することはできません。
- 実際のご契約内容(保険期間・保険金額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書の該当箇所をご参照ください。

解約返戻金について

- ●解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。
- ご契約を途中でおやめになると、解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となり、特にご契約後短期間で解約さ れた場合はほとんどありません。

契約者配当について

この保険の主契約および特約については、契約者配当金はありません。

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、 お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契 約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関し まして確認をご要望の場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載し ています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

主な記載事項

- 保険の特長としくみ
- 保険金・給付金等のお支払い
- 解約返戻金
- 特約について

- クーリング・オフ
- 健康状態・職業などの告知義務
- 保険会社の責任開始期 など

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内 |・「パンフレット」をご覧ください。

このパンフレットに掲載されております商品をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」・各商品の「パンフレット」をあわせてご覧くだ さい。「保険種類のご案内」・各商品の「パンフレット」につきましては、当社の取扱者/代理店または営業店にご請求ください。

あんしん生命のお客様へのサービス

この保険にご契約のお客様・ご家族は無料(*)でご利用いただけます。 法人契約の場合、被保険者とそのご家族が対象です。

サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは当社がグループ会社および提携会社を通じて提供します。詳細については、各サービス のチラシをご覧ください。

人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

0120-633-877 受付時間 平日9:30~17:30 (土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、12/29~1/5は休業となります。)

(*) 受診費用の実費については、お客様のご負担となります。

がんお悩み訪問相談サービス

0120-363-992

予約受付24時間365日対応

メディカルアシスト(各種医療サービス)

緊急医療相談/ 一般の健康相談

24時間 365日対応

- ・急に激しい頭痛。 対処方法は?!
- ・もらった薬の副作用が 知りたい。

医療機関案内

24時間 365日対応 出張先で急病! 最寄りの病院を知りたい!!

がん専用相談窓口

事前にご予約ください 抗がん剤を投与する予定。 精神的にも体力的にも 不安…

転院•患者移送手配

24時間 365日対応

転勤先で倒れ入院。自宅近く の病院に転院したい…

(*) 転院・移送の実費については お客様のご負担となります。

予約制専門医相談

ত্ত 0120-363-992

事前にご予約ください 持病の腰痛が気になる。 良い治療法は ないだろうか。

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005 http://www.tmn-anshin.co.jp/

<生命保険についてのご相談・お問い合わせは>

5 0120-016-234

受付時間 平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)

